

次期「滋賀県児童虐待防止計画」の策定について

1 趣旨

本県では、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指すことを基本理念として、平成27年3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、各施策の推進に取り組んでいる。

現計画の計画期間が2019年度末までであることから、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律の改正、児童虐待の状況、社会環境の変化、県民ニーズ等を踏まえ、子どもの最善の利益を保障するため、現行計画および「滋賀県の家庭的養護推進にかかるとの方策」（2015～2029年度）を見直し、これらを一体的なものとする次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・ 「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- ・ 「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- ・ 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（厚生労働省通知）に基づく社会的養育推進計画

3 計画期間等

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）（10年間）

※ 計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ることとする。

4 スケジュール

(令和元年度)	7月 5日	子ども若者審議会社会的養護検討部会（第1回）
	8月 29日	子ども若者審議会社会的養護検討部会（第2回）
	10月 4日	厚生・産業常任委員会 ・ 計画改定（骨子案）について
	11月 12日	子ども若者審議会社会的養護検討部会（第3回）
	12月	厚生・産業常任委員会 ・ 次期計画素案について
	12月～1月	パブリックコメント、市町意見照会
	2月	子ども若者審議会社会的養護検討部会（第4回）
	3月	厚生産業常任委員会 ・ 次期計画最終案（パブコメ結果含む）について 次期計画策定・公表

滋賀県児童虐待防止計画の概要と次期計画の策定について



1 現行計画の概要

■ 背景と趣旨

育児の孤立化による子育ての不安感や負担感の増大、経済的問題等、様々な要因により児童虐待相談件数は増加しており、また、子どもが命を失う場合もある等、深刻化している。

子どもが虐待で命を落とすことがない社会とすることは勿論、児童虐待が子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに次世代まで影響を及ぼすことから、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが安全で安心して育って行ける社会をめざし、策定したものである。

■ 計画の性格

淡海子ども・若者プランを推進するための実施計画

■ 計画期間

平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間

基本理念

県や市町、子どもに関わる関係機関、県民がそれぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの切れ目のない支援を行うとともに社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指す。

<目指す社会>

- ・子どもが虐待により命を落とすことのない社会
- ・子どもの人権が尊重され、安全に安心して育って行ける社会
- ・児童虐待により傷ついた子どもを支え、安全安心な育ちを保障する社会

<虐待防止法に定める虐待の4つの類型>

【身体的虐待】

- ・ 殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、揺さぶるなど、子どもに生命への危険や外傷をもたらすような行為

【性的虐待】

- ・ 子どもとの性的な接触、ポルノ写真のモデルにする、子どもに性器や性交などを見せるといった行為

【心理的虐待】

- ・ 怒鳴る、暴言、兄弟姉妹間での著しい差別、子どもがいる家庭でのDVなどの行為
- 【ネグレクト(保護の怠慢・拒否)】
- ・ 食事を与えない、不潔な環境、病院を受診させないなどの養育の怠慢、放置の状態

<児童虐待の主な発生要因>

① 養育能力や社会的未熟など

「**保護者の問題**」

② 経済的困窮や育児の過重負担

など「**家庭内の問題**」

これら4つの問題が複雑に絡み合って虐待が生じると考えられる

③ 親族・地域との関係の希薄化に伴う

「**社会的な孤立の問題**」

④ 発達課題、育てにくさなど

保護者から見た「**子どもの問題**」

2 現行計画の主な取組

(1) 児童虐待の未然防止

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について、県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む機運の醸成を進める。

- 【主な取組】 ○オレンジリボンを活用した啓発活動 街頭啓発【H30実績:3回】
○児童虐待防止に関する出前講座【H30実績:16回】

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

市町と情報を共有しながら、養育が困難な状況にある家庭に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図る。

- 【主な取組】 ○乳児家庭全戸訪問事業
○乳幼児未受診者、未就園児、不就学児等の把握

(3) 子どもの保護・ケア

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図るとともに、社会的養護のもとにある子どもたちが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるよう環境整備に取り組む。

- 【主な取組】 ○一時保護の実施
○児童福祉施設を設置経営する法人等と連携した里親支援の実施【里親等委託率約34%(全国19.7%)】
○子ども若者審議会児童養護等権利擁護部会による実地調査

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

子どもの将来を見据え、子どもと保護者の関係修復に取り組むとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関が連携、協力して子ども自立に向けた支援に取り組む。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

子ども家庭相談センターが高い専門性を発揮することができるよう機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図る。

- 【主な取組】 ○大津・高島子ども家庭相談センターの設置(H28.4)、同センター一時保護所の開設(H31.4)
○在宅共通アセスメント・プランニングシートの普及

(6) 児童虐待の視点を持った配偶者等からの暴力(DV)の防止

配偶者からの暴力(DV)は子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れもあるため、児童虐待対応を意識したDV対応に取り組む。

支援の流れ

①未然防止

②早期発見

③子どもの保護

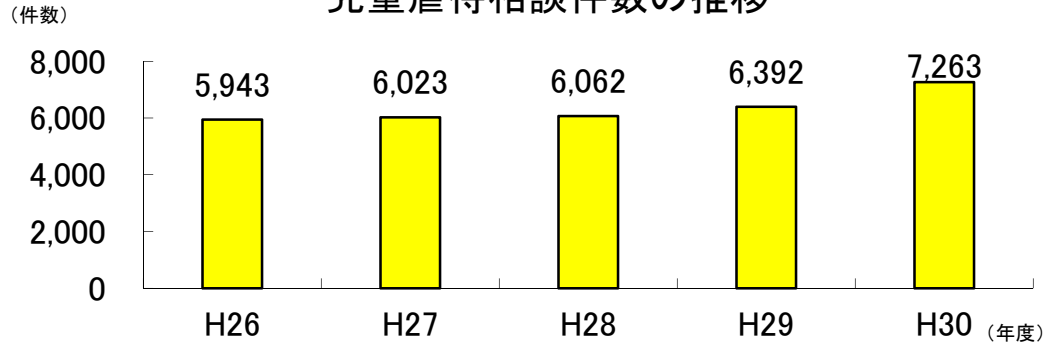
④自立支援

3 滋賀県の児童虐待・社会的養護をめぐる現状

(1) 本県の状況

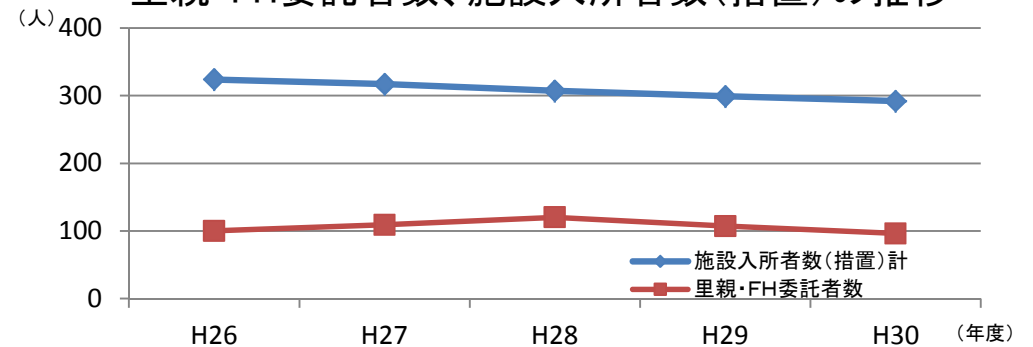
① 児童虐待の状況

児童虐待相談件数の推移



② 社会的養育の状況

里親・FH委託者数、施設入所者数(措置)の推移



(2) 国の動向

- 家庭的養育優先原則
里親委託、特別養子縁組の推進、施設の生活単位の小規模化・地域分散化の推進
- 児童相談所の体制強化
児童福祉司、児童心理司、保健師の増員、弁護士配置、一時保護の体制強化 等
- 市町村の体制強化
子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会の強化 等
- 児童の権利擁護
親権者等による体罰の禁止、懲戒権のあり方の検討、児童の意見表明権を保障する仕組みの検討 等

(3) 現行計画における主な数値目標の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標値
① 乳児家庭全戸訪問事業実施率	92.4%	88.0%	91.6%	91.9%	81.9%	100%
② 措置を要する要保護児童の受入可能数	417人	417人	423人	424人	409人	420人
③ 養育里親登録数	156家庭	155家庭	164家庭	156家庭	151家庭	180家庭
④ 養護施設および里親のもとで暮らす子どもの進学率および就職率	82.4%	100.0%	92.0%	100.0%	83.1%	100.0%
⑤ 虐待相談等関係職員研修の市町職員受講者数	230人	304人	708人	1,295人	1,772人	1,500人

4 課題

(1) 児童虐待の未然防止

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要である。

(2) 早期発見・相談体制の充実

発生要因に基づく未然防止に向けた取り組みが重要であり、特に早期に支援につなげる仕組みが必要である。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の充実

代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親委託や特別養子縁組を推進するとともに、施設的生活単位の小規模化・地域分散化を推進することが必要である。

(4) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

本来子どもは、家庭的環境のもとで安全安心に成長すべきであり、保護者の養育方法改善等の指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要である。

施設や里親等で暮らす子どもが順調に自立して社会で生活していけるよう、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要である。

(5) 子ども家庭相談機能の強化

児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応が複雑化・困難化する中、児童福祉法等の改正も踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化および市町や関係機関と連携した県全体の子ども家庭相談体制の充実が必要である。

5 次期計画について

計画の方向性

- 児童福祉法等の改正、児童虐待の状況、社会環境の変化等を踏まえ、現行計画を見直すとともに、「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」を見直し、一体的なものとする。
- 現行計画の体系は維持し、現在取り組んでいる各施策を継続して取り組む。

計画の位置づけ

- 「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- 「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- 『『都道府県社会的養育推進計画』の策定について』（厚生労働省通知）に基づく社会的養育推進計画

計画の期間

- 令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)(10年間)
※計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ることとする。

策定のポイント

1. 児童虐待を未然に防止するための取組の強化

- 産婦健康診査事業実施体制の推進に向けた支援
- ハイリスク妊産婦・新生児連絡体制の再構築

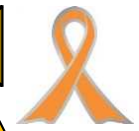
2. 家庭的養育優先原則の推進

- 家庭的養育優先原則に基づく里親等への委託の推進および里親支援の強化
- 施設的生活単位の小規模化、地域分散化の推進

3. 子ども家庭相談センターの体制強化

- 児童虐待防止総合強化プランに基づく、児童福祉司、児童心理司等の増員等による体制の強化
- 高い専門性を発揮し、市町や関係機関と効果的な連携を行うなど機能の強化

次期 「滋賀県児童虐待防止計画」 (骨子案)



I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「滋賀県児童虐待防止計画」が2019年度末で終期を迎えることから、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律の改正、児童虐待の状況、社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ、子どもの最善の利益を保障するため、現行計画および「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」(2015~2029年度)を見直し、これらを一体的なものとする次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- ・「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- ・「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(厚生労働省通知)に基づく社会的養育推進計画

3 計画の期間

2020年度 ~ 2029年度 (10年間)
※計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ることとする。

II 現状と課題

1 現状	(H26)	(H30)
➤ 児童虐待相談対応件数	5,943件	7,263件 (約1.22倍、1,320件増)
➤ 里親、ファミリーホームで生活する子どもの数	100人	96人 (横ばい)
➤ 児童養護施設で生活する子どもの数 (措置)	324人	292人 (やや減少傾向)

2 課題

(1) 児童虐待の未然防止

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要である。

(2) 早期発見・相談体制の充実

発生要因に基づく未然防止に向けた取り組みが重要であり、特に早期に支援につなげる仕組みが必要である。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の充実

代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親委託や特別養子縁組を推進するとともに、施設の生活単位の小規模化・地域分散化を推進することが必要である。

(4) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

本来子どもは、家庭的環境のもとで安全安心に成長すべきであり、保護者の養育方法改善等の指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要である。

施設や里親等で暮らす子どもが順調に自立して社会で生活していけるよう、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要である。

(5) 子ども家庭相談機能の強化

児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応が複雑化・困難化する中、児童福祉法等の改正も踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化および市町や関係機関と連携した県全体の子ども家庭相談体制の充実が必要である。

策定のポイント

(1) 児童虐待を未然に防止するための取組の強化

虐待事案の発生要因に対する未然防止に向けた取り組みや妊産婦・新生児を中心としたハイリスク者の早期発見・早期対応に向けた連絡体制のより一層の推進を図る。

(2) 家庭的養育優先原則の推進

平成28年児童福祉法改正による「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合には、里親やファミリーホームへの委託を原則とするとともに、里親のリクルートを戦略的に実施し、子どもの養育の受皿となる里親の確保を図る。

また、施設で生活する子どもができる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、小規模化・地域分散化に向けた整備を進める。

(3) 子ども家庭相談センターの体制強化、機能強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく体制強化、および高い専門性を発揮し、市町や関係機関と効果的な連携を行うなど、機能強化に取り組む。

III 3つの基本理念 ~目指す社会の姿

- 1 虐待を起こさない、見逃さない社会
- 2 虐待を受けた子どもが、安全安心に暮らせる社会
- 3 子どもの人権と最善の利益を尊重する社会

IV 具体的な施策の推進

施策を進める3つの視点

- 1 地域の多様な主体の参画
- 2 家庭的な養育環境
- 3 子どもの自立を見据えた切れ目のない支援

5つの基本施策

1 児童虐待の未然防止

- (1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- (2) 子ども自らの人権意識の向上
- (3) 未然防止に有効な子育て支援等の充実

【重点取組】

★発生要因に対する取組の推進

●児童虐待の主な発生要因

- ・養育能力や社会的未熟など「保護者の問題」
- ・経済的困窮や育児の過重負担など「家庭内の問題」
- ・親族・地域との関係の希薄化に伴う「社会的な孤立の問題」
- ・発達課題、育てにくさなど保護者から見た「子どもの問題」

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- (1) 保健・医療・福祉・教育の連携による早期発見と支援
【重点取組】
★産婦健康診査事業実施体制の推進
★ハイリスク妊産婦・新生児連絡体制の強化
- (2) 配偶者等からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防
- (3) 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

3 子どもの保護・ケア

- (1) 虐待事案への迅速かつ適切な対応
- (2) 一時保護機能の充実
- (3) 児童養護施設、里親委託等の受け入れ態勢の整備
【重点取組】
★家庭養育優先原則に基づく里親等への委託の推進、里親支援の強化
★施設の生活単位の小規模化・地域分散化の推進
- (4) 子どもの権利擁護の推進、被虐待児等へのケアの充実

4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援

- (1) 親子関係の修復・家庭復帰
【重点取組】
★再発防止に向けた保護者指導の強化
- (2) 子どもの自立支援

5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- (1) 子ども家庭相談センターの機能強化
【重点取組】
★児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく、児童福祉司、児童心理司等の増員等による体制の強化
- (2) 市町との連携
- (3) 関係機関の役割と連携